

軽自動車

※軽自動車は全て認印でOKです

依頼者様をご用意するもの

4. 自動車検査証返納届（一時使用中止）

- 使用者の申請依頼書（印鑑押印）
- （使用者と所有者が異なる場合）所有者の申請依頼書（印鑑押印）
- 自動車検査証
- 返却ナンバープレート
- 手数料 350円

■自動車検査証を返納した軽自動車の所有者を変更する場合

- 新所有者が用意するもの { 住所を証する書面 { (個人) 住民票★
 (法人) 商業登記簿謄本★ } いずれか
 申請依頼書（印鑑押印）
- 旧所有者の申請依頼書（印鑑押印）
- 返納証明書
- 譲渡証明書（旧所有者の印鑑のみ押印）